

等級及び職制上の段階ごとの職員数

※ 公営企業職員(企業局、病院局)

行政職

R8.4.1現在

級	級別標準職務表に規定する標準職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 定型的な業務を行う職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	49	15.8	主事 技師 医療ソーシャルワーカー 臨床心理員 計	27 18 3 1 49	77	24.8	一般級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	28	9.0	主事 医療ソーシャルワーカー 技師 臨床心理員 司書 計	15 7 3 2 1 28			
3級	本庁の主任又はこれに相当する職の職務	43	13.9	主任 主任医療ソーシャルワーカー 主任臨床心理員 専門員 計	34 5 2 2 43	128	41.3	係長級
4級	(1) 本庁の課長補佐又はこれに相当する職の職務 (2) 本庁の係長又はこれに相当する職の職務 (3) 3級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	91	29.4	主査 主任 係長 医事企画員 課長代理 経営企画員 主任臨床心理員 主任医療ソーシャルワーカー 副参事 医事企画員 計	37 19 15 4 4 3 2 1 4 2 91			
5級	本庁の課長補佐又はこれに相当する職の職務で相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	18	5.8	副参事 経営企画員 事務専門幹 課長代理 技術専門幹 事務所の次長 計	11 2 2 1 1 1 18	70	22.6	課長補佐級
6級	(1) 本庁の課長又はこれに相当する職の職務 (2) 5級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	62	20.0	副参事 地域機関の課長 課長代理 事務長補佐 課長補佐 経営企画員 医事企画員 事務所の次長 本庁の課参事、事務所参事 事務長 事務所の次長 事務長補佐 業務指導監 参事 本庁の課長 計	18 8 5 5 4 3 2 1 6 3 2 2 1 1 1 62			
						26	8.4	課長級

7級	(1) 本庁の部参事又はこれに相当する職の職務 (2) 6級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	14	4.5	事務長	3	9	2.9	部長級
				事務所の次長	2			
				地域機関の課長	2			
				本庁の課長	2			
				所長	1			
事務長	2							
所長	2							
計	14							
8級	(1) 本庁の副部長若しくは部次長又はこれらに相当する職の職務 (2) 7級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	4	1.3	本庁の次長	2			
				技監	1			
				事務長	1			
				計	4			
9級	本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職の職務	1	0.3	本庁の次長	1			
				計	1			
10級	本庁の部長若しくは局長又はこれらに相当する職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0					
				計	0			
合 計		310	100.0					

医師職

R8.4.1現在

級	級別標準職務表に 規定する標準職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師等の職務	67	17.7	医師	67	67	17.7	医師級
				計	67			
2級	(1) 病院の医長の職務 (2) 相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務	88	23.3	医長	86	106	28.0	医長級
				主任	2			
3級	(1) 病院の長の職務又は規模の大きい病院の副院長の職務 (2) 病院の臨床部長、研究部長、診療部長及び科部長の職務 (3) 規模の大きい病院の医長の職務 (4) 高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務	177	46.8	計	88	158	41.8	科部長級
				医長	18			
				科部長	154	21	5.6	診療部長級
				副参事	3			
				センター長	1			
				センター長	1	14	3.7	副院長級
計	177							
4級	(1) 規模の大きい病院の長の職務 (2) 極めて高度の知識経験に基づき、特に困難な医療業務を行う職務	46	12.2	診療部長	14	14	3.7	副院長級
				臨床部長	4			
				センター長	2	2	0.5	課長級
				副院長	14			
				本庁の課参事	2	10	2.6	院長級
				院長	10			
合 計		378	100.0	計	46			

医療職(二)

R8.4.1現在

級	級別標準職務表に規定する標準職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又はマッサージ師の職務	34	5.9	臨床検査技師 理学療法士 救急救命士 作業療法士 臨床工学技士 診療放射線技師 言語聴覚士 計	8 6 5 5 5 4 1 34	120	20.7	一般級
2級	(1) 薬剤師の職務 (2) 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又はマッサージ師の職務	46	7.9	臨床検査技師 薬剤師 臨床工学技士 診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 作業療法士 視能訓練士 計	11 10 10 6 5 2 1 1 46			
3級	(1) 本庁の係長等の職に相当する職の職務 (2) 2級の項に掲げる職務で高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	71	12.2	臨床検査技師 診療放射線技師 薬剤師 臨床工学技士 管理栄養士 言語聴覚士 作業療法士 主任臨床検査技師 専門員 主任診療放射線技師 主任理学療法士 薬剤科長 主任 主任作業療法士 主任臨床工学技士 計	11 10 9 6 2 1 1 9 7 4 4 4 1 1 1 71			
4級	本庁の係長等の職に相当する職の職務で相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	77	13.3	主任臨床検査技師 薬剤科長 主任診療放射線技師 主任理学療法士 主任臨床工学技士 主任作業療法士 主任言語聴覚士 主任 課長代理 計	19 18 11 10 7 6 3 2 1 77	312	53.8	係長級
5級	(1) 本庁の課長補佐の職に相当する職の職務 (2) 4級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	259	44.7	主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 薬剤科長 主任理学療法士 主任作業療法士 主任管理栄養士 主任 主任言語聴覚士 主任臨床工学技士 主任視能訓練士 主任歯科衛生士 臨床工学技士長 栄養課長 課長代理	46 37 34 20 17 13 9 9 7 6 2 2 1 1			

				専門員 診療放射線副技師長 専門幹 リハビリテーション副技師長 副参事 臨床検査副技師長 薬剤副部長	13 12 9 8 5 5 3			
				計	259			
6級	本庁の課長補佐の職に相当する職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	73	12.6	薬剤副部長 臨床検査副技師長 副参事 リハビリテーション技師長 臨床検査技師長 栄養課長 診療放射線副技師長 診療放射線技師長 課長代理 薬剤部長 リハビリテーション副技師長	16 12 9 7 7 6 6 4 3 2 1	128	22.1	課長補佐級
				計	73			
7級	本庁の課長の職に相当する職の職務	19	3.3	薬剤部長 診療放射線技師長 本局の課参事 臨床検査技師長 栄養課長 リハビリテーション技師長	6 4 3 3 2 1	19	3.3	課長級
				計	19			
8級	本庁の部参事の職に相当する職の職務	1	0.2	薬剤部長	1	1	0.2	部長級
				計	1			
合 計		580	100.0					

医療職(三)

R8.4.1現在

級	級別標準職務表に 規定する標準職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0			458	22.5	一般級
				計	0			
2級	(1) 保健師、助産師又は看護師の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護婦の職務	266	13.0	看護師 助産師 技師	259 6 1			
				計	266			
3級	(1) 本庁の係長等の職に相当する職の職務 (2) 2級の項に掲げる職務で高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	264	12.9	看護師 助産師 主任看護師 専門員 主任 主任助産師	188 4 50 18 3 1	1,459	71.6	係長級
				計	264			
4級	本庁の係長等の職に相当する職の職務で相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	236	11.6	主任看護師 主任 主任助産師 教務主任 副看護師長	221 7 4 3 1			
				計	236			
5級	(1) 本庁の課長補佐の職に相当する職の職務 (2) 4級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	1,198	58.8	主任看護師 副看護師長 主任 主任助産師 主査 教務主任 看護師長	786 194 87 36 31 12 5			
				看護師長 副参事 看護専門員 看護専門幹 教務主任	33 9 3 1 1			
				計	1,198	111	5.4	課長補佐級
6級	(1) 本庁の課長の職に相当する職の職務 (2) 5級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	72	3.5	看護師長 看護副部長 副参事 専任セーフティマネージャー 教務主任	25 17 17 3 2			
				看護部長 病院の部参事 副校長	6 1 1			
				計	72			
7級	(1) 本庁の部参事の職に相当する職の職務 (2) 6級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	3	0.1	看護部長	3	3	0.1	部長級
				計	3			
合 計		2,039	100.0					

福祉職

R8.4.1現在

級	級別標準職務表に 規定する標準職務	職員数		内 訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	児童指導員、生活支援員又は職業指導員の職務	1	33.3	児童指導員	1	2	66.7	一般級			
				計	1						
2級	(1) 本庁の主任の職に相当する職の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う児童指導員、生活支援員又は職業指導員の職務	1	33.3	児童指導員	1	0	0.0	係長級			
				計	1						
3級	本庁の主任の職に相当する職の職務で相当困難な業務又は相当高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0						1	33.3	補佐級 課長
				計	0						
4級	(1) 本庁の課長補佐の職に相当する職の職務 (2) 本庁の係長の職に相当する職の職務 (3) 3級の項に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	1	33.3	副参事	1	0	0.0	課長級			
				計	1						
5級	(1) 本庁の課長の職に相当する職の職務 (2) 4級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0			0	0.0				
				計	0						
6級	5級の項第1号に掲げる職の職務で困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0			0	0.0				
				計	0						
合 計		3	100.0								

技能労務職

R8.4.1現在

級	級別標準職務表に 規定する標準職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能労務職員の職務	3	3.3	調理師	3	91	100.0	用 員 級
				計	3			
2級	相当高度の技能を必要とする作業を行 う技能労務職員の職務	4	4.4	技術員	2			
				調理師	2			
計	4							
3級	高度の技能を必要とする作業を行う技 能労務職員の職務	17	18.7	調理師	9			
				技術員	8			
				計	17			
4級	特に高度の技能を必要とする作業を行 う技能労務職員の職務	3	3.3	調理師	3			
				計	3			
5級	長期の経験に基づき特に高度の技能 を必要とする作業を行う技能労務職員 の職務	64	70.3	調理師	45			
				技術員	14			
				事務員	4			
				クリーニング師	1			
合 計		91	100.0	計	64			